

# 子育てサポート企業 ~くるみんマークの認定~



こんにちは、くるみんです。

男性の育児休業実績等の基準を満たした場合、名刺や会社案内、求人広告、商品等に表示することができます。くるみんマークの認定で、以下のメリットが期待できます。

## Merit 1 優秀な人材の確保・採用に繋がる。

- ・ 出産や育児等による離職者が減少し、経験豊富な人材を確保できる。また、採用や人材育成に係るコストを減少させることができる。
- ・ 多くの学生や求職者にとって、「子育てとの両立」は重要な基準であり、優秀な従業員の採用に繋がる。

## Merit 2 企業イメージの向上に繋がる。

- ・ 仕事と育児の両立支援は、企業の社会的責任という観点からも重要であり、くるみんマークの取得が顧客や社会からのイメージアップに繋がる。
- ・ 従業員にとっても、自社の取組みを再認識するきっかけとなり、モチベーションの向上に繋がる。

## Merit 3 業務の共有、仕事の「見える化」で生産性の向上に繋がる。

- ・ 育児等で従業員が休んでも対応できるよう、業務の共有化や「見える化」、多能工化を進めることで、職員全体のスキルアップに繋がる。

## くるみんマークの主な認定基準

(平成27年4月1日一部改正)

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（従業員の仕事と子育ての両立を図るための計画）を策定し、**目標を達成した**。  
※ 行動計画の計画期間は、2年以上5年以下であることが必要です。
- 計画期間内に、**男性の育児休業取得者が1名以上**いる。
- 計画期間内の、**女性の育児休業取得率が75%以上**である。
- 小学校就学の始期まで利用可能な短時間勤務制度等**がある。  
※ 法で義務付けられた3歳までの短時間勤務制度に加えて、小学校就学の始期まで利用できる短時間勤務制度、所定外労働の免除、時差出勤、事業所内保育施設の運営等、いずれかの措置が必要です。
- 所定外労働の削減や、年次有給休暇の促進等**について、具体的な目標を定めて実施している。

左記の認定基準を全て満たした事業主が、行動計画終了後、群馬労働局へ申請



うちの会社、子育て支援に積極的だよ！認定されないかな。



くるみんマークを取得し、名刺や会社案内、求人広告等に表示できます。



この前、男性で育児休業取った人がいたなあ。

認定基準に該当しそうな事業主の方や、これから認定を目指そうかなという事業主の方、ぜひ一度雇用均等室にご相談ください！くるみんマークの取得まで、お手伝いいたします。

## TOPICS

### 次世代育成支援対策推進法が改正されました！

子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させるため、次世代育成支援対策推進法が以下のとおり改正されました。

#### 改正ポイント①

#### 法律の有効期限の延長

法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

このため、引き続き、次世代法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定し、群馬労働局に届出を行っていただく必要があります。（常時雇用する従業員が101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務）

#### 改正ポイント②

#### 新たな認定（特例認定）制度の創設

現行のくるみん認定を受けた企業が、さらに高い水準の取組を行い、一定の基準（男性の育児休業取得率13%以上等）を満たした場合に付与される、特例認定（プラチナくるみん認定）制度が創設されました。

プラチナくるみん認定基準の詳細につきましては、群馬労働局ホームページ又は群馬労働局雇用均等室にお問い合わせください。



→ 続いて、県内で認定を受けた製造業、卸・小売業、金融業の取組事例をご覧ください。 →